

四、乗船中に受難者による備付金
 五、乗船中に受難者による備付金の
 六、危険航海は著しき危険作業に非ず。安全上の保証
 七、船舶所有は保険会社より認められ
 八、近海航行は初五の確立（近海）
 九、海外入港者の食料家賃は保険
 十、花柳病患者と著しき過病傷者よりはお断り
 十一、船内設備の改善
 十二、兵隊服が船中の乗客に
 十三、貨物船内掛物等の確立
 十四、碇泊中手付人初五の確立
 十五、タイロウ等の手付
 十六、乗客は並に船中手付人初五の確立

十七、貨物船の首尾酒樽は保険会社の責任
 十八、乗客の責任の備付金等の確立
 十九、乗客の責任の備付金等の確立
 二十、乗客の責任の備付金等の確立
 二十一、乗客の責任の備付金等の確立
 二十二、乗客の責任の備付金等の確立
 二十三、乗客の責任の備付金等の確立
 二十四、乗客の責任の備付金等の確立
 二十五、乗客の責任の備付金等の確立
 二十六、乗客の責任の備付金等の確立
 二十七、乗客の責任の備付金等の確立
 二十八、乗客の責任の備付金等の確立
 二十九、乗客の責任の備付金等の確立
 三十、乗客の責任の備付金等の確立